

平成29年生駒市教育委員会第2回定例会会議録

1 日 時 平成29年2月27日(月) 午前9時～午前11時40分

2 場 所 生駒市役所 401・402会議室

3 審査事項

- (1) 報告第1号 生駒市要保護児童対策地域協議会の検証結果について
- (2) 報告第2号 生駒市スポーツ推進審議会の答申について
- (3) 議案第3号 生駒市スポーツ振興基本計画後期計画（生駒市スポーツ推進計画）の策定について
- (4) 議案第4号 平成29年度予算編成について
- (5) 平成28年議案第17号 生駒市いじめ防止基本方針の策定について
- (6) 議案第5号 平成29年生駒市議会第1回（3月）定例会提出議案の意見について
- (7) 議案第1号 平成29年度生駒市教育大綱アクションプランの策定について
- (8) 議案第2号 平成29年度生駒市学校教育の目標について

4 出席委員

教育長 中 田 好 昭

委員（教育長職務代理者）	山 本 吉 延	委員	飯 島 敏 文
委員	上 田 信 行	委員	寺 田 詩 子
委員	神 澤 創	委員	浦 林 直 子
委員	坪 井 美 佐	委員	レイノルズあい

5 事務局職員出席者

教育振興部長	峯 島 妙	生涯学習部長	奥 畑 行 宏
教育振興部次長	真 銅 宏	教育総務課長	辻 中 伸 弘
教育指導課長	吉 川 祐 一	学校給食センター所長	奥 田 茂
こども課長	前 川 好 啓	こども課指導主事	松 本 陽 子
こども課指導主事	上 田 直 美	子育て支援総合センター所長	辻 本 多佳子
生涯学習課長	西 野 敦	図書館長	向 田 真理子
スポーツ振興課長	吉 岡 秀 高	教育総務課課長補佐	藤 本 清 夫
教育指導課課長補佐	城 野 聖 一	こども課課長補佐	後 藤 治 彦
生涯学習課課長補佐	清 水 紀 子	スポーツ振興課課長補佐	西 政 仁
教育総務課（書記）	牧 井 望	教育総務課（書記）	松 井 恵

6 傍聴者 なし

午前9時 開会

○開会宣告

○日程第1 前々回会議録の承認

○日程第2 会期及び会議時間の決定

○日程第3 諸般報告

- ・3月の行事予定について、辻中教育総務課長、西野生涯学習課長から報告
(質疑) なし

○日程第4 報告第1号 生駒市要保護児童対策地域協議会の検証結果について

- ・生駒市要保護児童対策地域協議会の検証結果について、辻本子育て支援総合センター所長から説明

<参照：議案書p1、別冊1>

(質疑)

神澤委員：今回の事案については、報告書のとおり理解したが、これ以外にも、死亡事案ではないまでも虐待事案はあると思う。問題となるような深刻な事案は年間に何件程度発生しているか。

辻本所長：平成28年度に報告を受けた全事案は、平成29年1月現在で180件である。こどもサポートセンターでは0歳から18歳までの子どもを継続して見守っており、そのような継続事案342件を加えて、合計522件の事案を抱えている。

神澤委員：それだけ件数があると、対応できない。定期的に会議等は実施しているか。

辻本所長：事案対応のための会議については、月1回実務者会議を実施し、3か月に1度の見直しを行っている。また、報告書にも記載があるように、組織体制強化のため新たにスーパーバイザーを配置し、重篤なケースについては助言や指導をいただきながら着実に対応を進めたいと考えている。

神澤委員：スーパーバイザーとはどのような立場の方か。

辻本所長：児童相談所のOBの方をお願いします。

神澤委員：事の対応には様々な部署が関わるため、連携の強化は重要である。児童相談所と学校をどうつなぐか、また、就学前の小さいお子さんの場合は学校にも関わらないため、連携をどのように図るかが課題である。522件の対応にはよほどのエネルギーと人員が必要であると思う。現在、人員は十分配置されているか。

辻本所長：人員不足は、生駒市に限らず全国的な問題となっている。対応能力の向

上は1、2年で解決する問題ではなく、最低でも5年はかかると言われている。

来年度は、組織体制強化のため、正規の職員として社会福祉士を1名増員する予定である。

神澤委員:要保護児童対策のための専門職の社会福祉士が配置されるということか。

辻本所長:そのとおり。事務局職員として専門職の社会福祉士が配置される。

峯島部長:月1回の実務者会議以外にも、受理会議を週1回開催している。教育指導課や健康課などの関係部署の職員も参加し、この会議で初見の判断をする。事案の対応には初発の動きが重要であるので、組織の中で日々の情報を共有し、毎週の受理会議を重視するとともに庁内の連携も強化する。

神澤委員:とにかく人員を増やさないと対応が追い付かないと思う。子どもたちの安全を守るために、何ができるかを教育委員会で考えなければならない。予算の配慮もお願いしたい。

中田教育長:県との連携が最も重要である。本来児童相談所が処理すべき事案を市が受けているという体制自体も問題であると感じているが、いずれにしても、県や児童相談所等の関係機関との連携を強化していきたい。

山本委員:子どもが適正な状況で育っているか心配であっても、家庭内まで立ち入って調べるのは困難である。報告書には、通告を受けたときは事案が重篤した状況であると捉えるべきだとあるが、この方策の中に市民からの通告に関わることがほとんど書かれていない。子どもたちが危険な状況にあればこのようなところへ連絡することが必要であるという意識を市民感覚で共有することが重要である。一般市民からの通告について、検証会議で議論されたか。

辻本所長:検証会議の中では、市民からの通告より、通告を受けたときの対応に重点を置いて議論された。

最近では児童虐待に関心を持っている方が多くなり、市民からの通告件数も多くなっている。市としては、オレンジリボンキャンペーンを実施したり、虐待が疑われる場合の連絡先を周知する意味と通告の対象となる行為を保護者に知らせる意味を込めて市内幼稚園・保育園・小中学校でチラシを配布したりと、啓発活動を行っている。

山本委員:通告が増えているとは聞いたことあるが、それで十分な情報量が得られているかということそうではない。実際の通告より深刻な事案が起こっている可能性があるという危機感を持ち続ける必要がある。そのような啓発をさらに深めていただきたい。

中田教育長:今後も市民への啓発活動を含め、各機関と連携を図る。また、そのような意識を常に持つように職員にも徹底する。

神澤委員:教員は子どもにとって非常に身近な存在であるが、教職員研修は強化し

ているか。

吉川課長：県の研修でも新任研を含め児童虐待に関する生徒指導研修が行われている。市の新任研でも児童虐待の研修を引き続き実施している。今回の事件を受け、より教員がアンテナを張れるよう研修を行い、啓発を進める。

神澤委員：奈良県が数年前に出した虐待のパンフレットの周知は、全教員に徹底できていないと思う。マニュアルを生かして、子どもたちに身近な存在として教員が子どもを気にかける体制を作してほしい。

浦林委員：通告があった場合の行政の対応もちろん重要であるが、ご近所でも、事案を通報するだけでなく、見守りが必要な家庭に声を掛けたり、子育ての悩みを相談しやすいような人間関係を築いたりするなど、市民が互いにアンテナを張れる地域が必要ではないかと感じる。

審議結果 【報告のとおり承認】

○日程第5 報告第2号 生駒市スポーツ推進審議会の答申について

○日程第6 議案第3号 生駒市スポーツ振興基本計画後期計画（生駒市スポーツ推進計画）の策定について

- ・生駒市スポーツ推進審議会の答申について、及び、生駒市スポーツ振興基本計画後期計画（生駒市スポーツ推進計画）の策定について、吉岡スポーツ振興課長から説明

<参照：議案書 p 2～4、別冊 2 >

（質疑）

中田教育長：議会の意見を受けて構成を大きく変更しているようだが、観点が大きく変わっているところはあるか。

吉岡課長：パブリックコメント実施以降の大きな変更点は、計画の冒頭にあった基礎資料を資料編として最後に付けたこと、また、総合型地域スポーツクラブの目標数について、3ページに「新たなクラブの設立に向け、情報提供や人材育成などの条件整備を進めます」との記述があるのに対し、6ページのクラブ数目標値を現状値と同じ3クラブとしていたため、目標数を4クラブに改めたことである。

奥畑部長：吉岡スポーツ振興課長からの説明のとおり、パブリックコメント案では、「生駒市の現状」が計画の頭にあったが、それでは見にくいというご意見があり、資料編として掲載位置を変更した。基本理念や基本目標、概要に大幅な変更はない。

神澤委員：18ページに「基本目標3 “だれもが” 利用しやすい施設環境を整備します」とあるが、体育館は子どもたちが歩いて行ける距離にはなかなかない。19ページの主な取組に「既存の体育施設だけでなく、学校施設等を利用して市民が気軽に運動できる場の提供を図ります」とあるので、この取組が進めばそれも可能となるが、夕方以降は使用できるのか。

生駒市は、奈良市のように平日夜間の開放はしていない。今後、校庭開放を拡張する予定はないか。

吉岡課長：スポーツ振興課では、土日休日に学校施設を開放し、市民や地域のスポーツ団体に学校を利用していただいている。平日の開放については学校の判断に任せている。

神澤委員：管理の問題などの事情もあると思うが、平日に会社帰りの方などがスポーツをできないのが残念である。学校単位ではなく、全市的な開放を検討していただければ、スポーツ人口が広がると思う。

西補佐：これまでも地域の方に夜間開放している学校はあったが、最近では、総合型地域スポーツクラブなどの公益的な活動を目的とする団体に対して週に1、2回開放する学校が増えてきている。今後、学校とも調整しながらさらなる利用を進めたいと考えている。

審議結果 報告第2号【報告のとおり承認】
議案第3号【原案のとおり可決】

○日程第7 議案第4号 平成29年度予算編成について

- ・平成29年度予算編成について、峯島教育振興部長、奥畑生涯学習部長から説明
＜参照：議案書p5、別冊3、資料1～2＞

(質疑)

浦林委員：資料1、5ページ、中学校(3)教育振興に「いこまっ子キャンプ補助金」とあるが、中学校でもいこまっ子キャンプに取り組むということか。

吉川課長：いこまっ子キャンプは自然体験学習事業の名称を変更したものであり、中学校費では適応指導教室が生駒山麓公園を利用して活動する予算を計上している。

浦林委員：小学校と中学校で趣旨や内容が違うものを、同じ名称で予算化しているということか。

吉川課長：そのとおり。

神澤委員：資料1、6ページ、保健体育(1)児童・生徒・教職員健康管理に「検尿・心電図等各種検査」とあるのは、検査料のことか。それとも検査機器等を整備するということか。

辻中課長：予算計上しているのは、機器の整備費ではなく、検査委託料である。

レイノルズ委員：資料1、8ページ、(8)文化振興の予算は、平成28年度に比べて3倍以上に増額している。「市民みんなで創る音楽祭」や「(仮称)愛にあふれる市民おすすめの映画上映会」など、市民主体の企画が多く、楽しみであるが、「市民で創る」と掲げながら、予算のほとんどが委託料になっている。予算の計上はどのように行っているのか。

西野課長：昨年6月の補正予算で「市民みんなで創る音楽祭」の予算約603万円を計上し、平成29年度にさらに約703万円を計上したことにより予

算は大きく増えている。それ以外の「(仮称) 愛にあふれる市民おすすめの映画上映会」などの新規事業も、市主催の委託事業として実施するものである。

寺田委員：資料1、5ページ、幼稚園費について、公立幼稚園を存続させるためには、預かり保育の充実が今後重要になってくる。預かり保育に係る予算は増額されているか。

上田指導主事：預かり保育に係る予算は大きく増額していないが、平成29年度からは生駒幼稚園が幼稚園型認定こども園となるため、それに係る予算は計上している。

寺田委員：今年度から預かり保育の利用の幅を広げていると思うが、利用人数は把握しているか。

上田指導主事：預かり保育の利用に係る条件を撤廃したことにより、利用者はかなり増加している。その分の職員の配置については厳しい面があるが、学びのサポーターに補助に入っただけなどして、職員に負担がかからないよう配慮している。

寺田委員：今後、人の増員も必要である。預かり保育を水曜日にも実施できれば、働く保護者も幼稚園に子どもを通わせることができ、幼稚園を存続できるのではないかと思う。

中田教育長：幼稚園では従来の教材研究にも時間が割かれるため、預かり保育の条件を外し利用者が倍増したことにより教員の負担が増えている。人的な配置が必要な部分は検証し、対応が必要であると考えている。

上田委員：資料1、4ページから5ページ、小中学校の(2)情報教育推進事業について、「情報教育環境整備」と「ICT機器活用授業研究モデル校事業」が挙げられているが、予算のほとんどは機器の整備に対するものか。

吉川課長：昨年度からモデル事業を実施しており、モデル校である生駒北小中学校と緑ヶ丘中学校にはタブレット7台と電子黒板を配置した。平成29年度は、それぞれの学校にタブレットを7台ずつ追加する予定であり、1校あたり694,000円の予算を計上している。

上田委員：授業研究の予算はどうなっているか。

吉川課長：予算計上しているのは機材購入費であり、それ以外の予算は計上していない。

上田委員：新しくタブレットを導入しても、使い方が難しいのではないか。機材を導入するだけでなく、活用の方法を探るための研究授業を充実させてほしい。

峯島部長：もちろん研究が重要であると考えている。平成28年度に生駒南小学校で行ったICT教育研修には、たくさんの小学校が参加した。また、つくば市で開催されたICT教育の研修会に教員が参加するなど、モデル校については積極的に先進事例の研究を進めている。来年度は2年間の

研究の最終年である。皆様にもモデル校の授業内容を見ていただきながら総括を行い、平成30年度予算にはその成果を反映させたい。

上田委員：生駒南小学校の研究会に参加したが、大変良い研究会であったので、あのような研究がより盛んになれば良い。また、プログラミング的思考も大きなテーマである。機材を導入するだけでなく、どのような情報技術が子どもたちに必要かを併せて考えることで、機材導入以上の効果が得られると思う。

山本委員：資料2の説明がなかったが、2ページ、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目6教育費が、前年度と比較して約1億9000万円減額している。国庫補助が減っている理由は何か。

辻中課長：主な理由としては、今年度、生駒北小中学校の新築に多額の補助金を受けていたが、来年度はそれがないため、国庫補助は大幅に減額しているものである。

山本委員：先ほど、小中一貫校の工事費は約19億円の減額との説明があったが、昨年度は教育費の補助金以外の項目があったということか。

峯島部長：生駒北小学校及び中学校は児童生徒数が少ないため、基礎単位の国庫補助金は少ないが、国の優良起債で賄えるという財政措置がある。

辻中課長：生駒北小中学校の整備に対して、平成28年度は約1億3600万円の国庫補助金の交付を受けた。そのほかの事業費は起債で賄っている。

真銅次長：昨年と比較した約1億9000万円の差額は、生駒北小中学校の補助金約1億3600万円が減額したこと、さらに、小学校のトイレ改修に対して約7000万円の補助金を平成28年度当初予算に計上していたが、平成29年度当初予算には入っていないことにより、総額約1億9000万円の減額となっている。

中田教育長：補助率は事業によって異なる。生駒北小中一貫校新設に対する補助率は低いのか。

真銅次長：トイレ改修事業の補助率は事業費の約3分の1である。小中一貫校の補助率も基本的には3分の1であるが、小中一貫校の場合は補助対象面積が低く、その3分の1の補助ということで、計算すると約1億円余りの補助金となった。その代わりに優良起債という償還金の約50%が交付税算入される有利な起債を借りることができた。

中田教育長：事業によって、自己財源を少なくするための有利な資金繰りを考えているということである。

坪井委員：資料1、8ページ、文化振興について、国民文化祭の分野別フェスティバルで将棋大会を行うとのことであるが、生駒市は将棋に力を入れているのか。これまで、あまり将棋に関する事業はなかったように思うが、どのような経緯で将棋大会を実施することとなったのか。

西野課長：今年度も子ども対象の将棋大会を開催しており、この事業の延長で、日

本将棋連盟から、子どもたちに昔からの遊びを楽しんでもらうイベントとして、将棋大会を国民文化祭に参加してはどうかとのお声をかけていただいた。国民文化祭は実行委員会形式の組織を作り、県を通じて国から事業費の3分の2の補助を受けることができる。以上のような経緯で、将棋大会を国民文化祭の1事業として予算計上している。

坪井委員：今年度実施した将棋大会の参加者は何名か。

西野課長：参加者は63名である。希望者多数により抽選になった。来年度は成人も対象として2日間の将棋大会を開催したいと考えている。

坪井委員：どのくらいの参加者数を見込んでいるか。

西野課長：具体的には未定である。

坪井委員：事業実施に当たっては、母体の数を調べて、その何%が参加するかというように予想していると思うが、生駒市の将棋人口は多いのか。

西野課長：総将棋人口は把握していないが、現在生駒市では、自主学習グループとして60名程度が将棋の会に参加している。来年度は国民文化祭として事業を実施するので、生駒市以外の方にもご参加いただき奈良県の文化祭を盛り上げていきたいと考えている。

奥畑部長：国民文化祭は国民体育大会の文化版であり、平成29年度は奈良県で開催される。奈良県から、各市町村で特色ある事業ができないかとの打診があり、全国将棋連盟のバックアップもいただき、本事業を実施するものである。国民文化祭事業として事業を実施することにより、全国からの参加者に対して生駒市をPRできる。

西野課長：事業の参加人数について、具体的には未定であるが、案としては、一般の部、中学生の部、小学校低学年の部・高学年の部の各部門で定員100名を予定しており、全体の定員は400名である。加えて、定員30名から50名程度の将棋講座も実施したいと考えている。

坪井委員：資料1、10ページ、滝寺公園プール改修工事について、現在の利用率は半分程度と聞いているが、費用対効果について分析しているか。市民が利用しにくいものと認識した上で改修工事が必要であると判断したということか。

吉岡課長：滝寺公園プールはかなり古い施設であり、プール層の色が剥げ落ちて、錆びによる怪我の恐れもある。来年度の改修工事では、プール層にシート防水を行い、また、現在表面が粗くなっているプールサイドにシートを張り、トイレも洋式に改修する。

現在、市内にはイモ山と滝寺の2箇所に市民プールがある。滝寺公園プールは標高が高いため水温が低いというご意見もあるが、使用料が無料になった影響もあり、以前と比べて利用者は増えている。イモ山プールの利用者が多過ぎる状況であるので、滝寺公園プールの利用を促進したいと考えているが、やはり古い施設のため改修が必要であるということ

で予算を計上している。

レイノルズ委員：資料1、3ページ、外国語指導の充実について、「ALTコーディネーターの配置」と「英語教育推進委員会の開催」が新規事業として挙げられている。英語教育推進委員会については、今後、人選等をどのように進めるのか。教育委員会として協力できることはあるか。

吉川課長：ALTコーディネーターについては、現在任用しているALTからご紹介を依頼しているところである。英語教育推進委員会については、学校の教員等、様々な方にご協力いただき、月1回の会議を開催する予定である。

レイノルズ委員：推進委員会の開催は4月からか。

吉川課長：そのとおり。

中田教育長：英語教育推進委員会はこれから立ち上げるところであるので、どのように取り組むかについては、今後具体的になってくる。推進委員会の進捗に応じて、委員にご協力をお願いする可能性がある。

上田委員：資料1、8ページ、「図書館とまちづくりワークショップ提案事業」について、どの程度の期間と内容を予定しているか。

向田館長：この事業では、まちづくりワークショップで提案された3案を実現する予定であり、平成29年度はそのうち2案を実現する。

1つ目は、「図書館でお茶会をしよう」というもので、生駒の特産品である茶釜に着目し、お茶会を体験してもらう。それに加え、図書館資料で生駒市全般のことを学び、様々な問題意識を持っていただけるようなアクティブラーニングを考えている。例えば、茶釜の材料である竹が里山の荒廃により取れなくなっていることと知れば、里山の自然を守るボランティアの方と里山を見に行ったりなど。茶釜の作成体験をしたり、図書館での調べ学習を行ったりすることを連続講座の形で検討している。それ以外にも、来館者へお茶を振る舞い、関連図書を紹介することも検討している。

2つ目が、「リビングライブラリー」である。人間を生きた（リビング）本に見立てて、本を読むように、その方の経験や技能をお聞きして、質疑応答や参加者同士の交流を、居間（リビング）にいるようにくつろいだ雰囲気で行う。併せて、さらに知識を深めたい方のために、図書館の関連図書も紹介する。

これらの事業費を合わせて28万円計上している。

上田委員：実施期間はどの程度か。単年度事業か。

向田館長：リビングライブラリーは発案された市民の方とともに事業を進めるものであり、平成29年度中に何度か開催する予定である。できればそれ以降も継続したいと考えているが、市民の方の思いを含め共同実施する事業であるので、相談しながら進めたい。お茶会については、平成29年

度に実施する連続講座の参加者数やニーズを聞きながら、事業を継続するかを検討したい。

上田委員：図書館はまちを活性化する重要拠点となるので、このような事業が増えると良い。

坪井委員：資料1、2ページ、母子自立支援事業の「高等学校卒業程度認定試験合格支援費」が新たに計上されているが、これは生駒市が発案した事業か。それとも国の事業か。

前川課長：母子関係の事業のほとんどが県の事業である。

坪井委員：それでは、この予算は県から受ける予算か。

前川課長：県から3分の1の補助を受けて実施する。

坪井委員：家庭への支援が子どもの幸せにつながるため、非常に大切な事業である。この事業にはどのくらいの方が該当し、どのような支援を行うのか。

後藤補佐：本事業は昨年度も実施しているが、参加はなかった。予算としては、1人につき15万円を2名分計上している。高卒認定試験合格のための講座等の費用を補助するための予算である。

坪井委員：勉強方法は、通信教育か、通学か、それとも講師が派遣されるのか。

後藤補佐：勉強方法は母親が選ぶものであるが、基本的には通信教育である。その受講料を支援する。

審議結果 【原案のとおり可決】

《 暫時休憩 》

○日程第8 平成28年議案第17号 生駒市いじめ防止基本方針の策定について【継続審議】

- ・生駒市いじめ防止基本方針の策定について、吉川教育指導課長から説明
＜参照：議案書p13、別冊4＞

(質疑) なし

審議結果 【原案のとおり可決】

○日程第9 議案第5号 平成29年生駒市議会第1回(3月)定例会提出議案の意見について

- ・生駒市いじめ問題対策連絡協議会及び生駒市いじめ防止等対策審議会条例の制定について、吉川教育指導課長から説明
＜参照：議案書p7～10＞

(質疑)

- ・生駒市いじめ問題対策連絡協議会及び生駒市いじめ防止等対策審議会条例の制定について

浦林委員：審議会条例は、本市で重篤ないじめ事案が起こったときに初めて発足さ

れるのか。

吉川 課長：いじめ問題対策連絡協議会は、重大事態の発生に関わらず会として発足する。

いじめ防止等対策審議会は、教育委員会の常設の附属機関として設置し、重大事態が発生したときの調査機関として位置づける。

中田教育長：各会の詳細な説明をお願いします。

吉川 課長：協議会は15人の委員で構成し、年1～2回会議を開催する。いじめに関する意見交換、関係機関との連携を図るための機関としたい。

対策審議会は5名の委員を委嘱し、常設の附属機関として設置する。この会は重大事態等が起こった場合に集まっただき、教育委員会の附属機関として諮問し、調査の上答申をいただくものである。

浦林 委員：埼玉県戸田市では、教育委員会そのものがいじめの対応訓練をされている。今の説明を聞くと、普段は別組織に対応を任せて、事が起こったときには主に審議会が事案に関わるという印象であるが、教育委員会がもっと主体的にいじめ問題に関わるべきではないのか。

吉川 課長：いじめ問題対策連絡協議会は教育長が会長となり、事務局職員や学校関係者もメンバーに入る。また、重大事態が起こった場合には、まず、調査主体をどこに置くかを教育委員会が判断することになる。学校を調査主体とすれば学校が調査を行い、もちろん教育委員会は学校に指導・助言を行う。調査主体を教育委員会とした場合は、公平・中立性の点から、第三者であるいじめ防止等対策審議会を調査主体とする。

中田教育長：教育委員会が単独で施策を講じることについてのご意見かと思うが、重大事態が発生した場合に、再発防止のために原因究明等の調査を行う機関としていじめ防止等対策審議会を置く。事件が起こったときに議会に諮って調査機関を設置するのではなく、すぐに対応できるようにあらかじめ条例を制定し、常設の調査機関を設置するものである。

神澤 委員：いじめ防止等対策審議会は事が起きたときにすぐ対応するための常設の審議会であるということは理解したが、予防対策ではないということか。重大事態が起きないようにするための話し合いはしないのか。例えば、奈良県の自殺対策連絡協議会は、自殺が起きないことを目的として、事が起こってからの対応よりも予防対策を行っている。

中田教育長：いじめ問題対策連絡協議会が予防対策の部分を担う。いじめを予防するため、各団体の状況を報告の上、検証し、今後の施策を議論する機関である。

吉川 課長：連絡協議会において、民生委員、警察、臨床心理士などに、いじめ防止に関する話し合いを行い、そこでのご意見を学校と共有し対策を講じる。

浦林 委員：情報共有に関して、教育委員会までは個人情報等の詳細な状況は報告されないのか。

吉川課長：教育委員会には個人情報を含めた報告は行わない。一般事例として報告し、委員の皆様からのご指導やご助言を学校に伝える。

浦林委員：重大事案が生じた際に、教育委員会が何も知らなかったということにならないようお願いしたい。いじめ問題に主体的にかかわるのは教育委員会ではないのか。

中田教育長：総合教育会議はまさにそのための会議である。重大事態の第1報が入った時点で会議を招集し、対応を検討する。さらに、会議の検討結果を踏まえて、再発防止に向けて審議会に諮る。

浦林委員：日常的に行う連絡協議会での内容を共有しながら、重大事態が発生したときは教育委員会が対応するということか。

中田教育長：緊急な事案が発生し教育委員会での協議が必要な場合は臨時会を開催して情報を共有し、対応策を検討する。

坪井委員：連絡協議会の委員に教育委員や市長は入っているのか。

中田教育長：連絡協議会に教育委員は入っていない。連絡協議会は、教員、自治会、PTAなどの関係団体で構成され、生駒市のいじめの現状を知り、各団体がいじめの予防に向けて取り組めることを協議するための協働の機関である。教育委員会は協議会から提案などを受けた場合に意思決定をする機関である。

浦林委員：連絡協議会と対策審議会の違いは分かるが、それらと教育委員会との関わりが分からない。

坪井委員：連絡協議会には参加できないのか。

中田教育長：連絡協議会に教育委員は参加できない。

山本委員：また、いじめ防止等対策審議会も、教育委員会の附属機関という位置づけであるため参加することはできない。教育委員会だけで問題を抱え込まないで、分からない部分を附属機関に対して諮問し、内容を審議したものを答申として返していただくという役割分担を行う機関である。

いじめ問題対策連絡協議会といじめ防止等対策審議会は、いじめ防止対策推進法第14条第1項及び第3項の趣旨に基づいて設置される機関である。

- ・生駒市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、辻中教育総務課長から説明

＜参照：議案書 p 11、資料3＞

(質疑) なし

- ・生駒市立幼稚園保育料徴収条例及び生駒市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、前川こども課長から説明

＜参照：議案書 p 12、資料4＞

(質疑) なし

審議結果 【原案のとおり可決】

○日程第10 議案第1号 平成29年度生駒市教育大綱アクションプランの策定について【継続審議】

- ・平成29年度生駒市教育大綱アクションプランの策定について、辻中教育総務課長から説明

<参照：議案書p14、別冊5、資料5>

(質疑)

寺田委員：資料5、2ページ、4つ目の項目について、「就学前教育・保息」を「就学前教育・保育」に改めてほしい。

中田教育長：ご指摘のとおり改める。

この平成29年度アクションプランは、先ほどの予算の施策とリンクしているということで良いか。

峯島部長：そのとおり。アクションプランを最大限反映するよう、予算計上を行っている。

審議結果 【原案のとおり可決】

○日程第11 議案第2号 平成29年度生駒市学校教育の目標について【継続審議】

- ・平成29年度生駒市学校教育の目標について、吉川教育指導課長から説明

<参照：議案書p15、別冊6>

(質疑)

飯島委員：2ページから3ページにかけての表記方法について、幼稚園は重点課題と取組が1対1で対応しているが、小中学校では対応していない点気になる。

また、課題の中に「充実」や「推進」という言葉があり、取組も同じように抽象的な表現になっている。課題は「充実」や「推進」としていても、取組では、例えば「アクティブ・ラーニングの推進」ではなく、「実施を踏まえてアクティブ・ラーニングを推進する」とするなど、表記を変えるのが良いのではないか。

また、最後の「安全で信頼される園・学校づくり」の4つ目の項目で、連体形になるべきところが連用形になっている部分がある。

また、小中学校の重点課題にある「ねらいを明確にした授業づくり」については、当たり前のことであるので記述する必要はないのではないか。さらに、具体的な取組の中の「支援を必要とする生徒に対しタブレットの活用等、多様な学習形態の構築」と「道徳科を学校教育全体の要とした効果的な指導の研究」については重点課題との対応が分かりにくい。支援を必要とする生徒に対してタブレットを使用するのか、学校教育全般で多様な学習形態の構築するのかを明確にすべきではないか。また、新しく教科化する道徳科について、生駒市独自の位置付けをしようとし

ているという誤解を招く恐れがあるので、この点はあえて項目として挙げない方が良いのではないか。表記上、課題と取組を対応させて、表現を改めていただきたい。

中田教育長：スケジュール的に公表時期が迫っているので、修正は私に一任していただき、それを前提に本日採決いただきたい。

山本委員：3ページの最後に、「安全で信頼される園・学校づくり」を加えていただいたが、他の項目と合わせて「安全で信頼される園・学校づくりの重点課題」として、課題ということを明確にした方が良いのではないか。

また、項目の2つ目に「一人ひとり」とあるが、公文書的に「一人一人」という表記にそろえた方が良い。

審議結果 【原案のとおり可決】

○日程第12 その他

・生駒市スマホサミットワークショップ実施報告書について、吉川教育指導課長から説明

＜参照：その他資料1＞

(質疑)

中田教育長：この報告書を各校に持ち帰り、学校ごとのルール作成につなげるということであるが、今後の取組予定はどうか。

吉川課長：中学校では、既に生徒会を中心に全校生徒にいこまスマホ宣言を紹介している。新年度、各中学校で行われる生徒総会で、自分たちの中学校の中でのルール作りを進める。また、保護者への啓発として、特色を出した活動もお願いしている。

飯島委員：各校ではこの報告書の形で利用するのか。

吉川課長：このまま配布するが、それ以前に「いこまスマホ宣言2016」は配信済みである。

神澤委員：小中学生のスマホの保有率や学校現場の対応状況を知りたい。

吉川課長：取組としては、子ども・保護者への講演や教員講習会を開催している。スマホサミットを行う前から啓発に動いている学校もある。今後、スマホの利用については新たな進化があると思うが、それに対応するため教員も研修を積み重ねなければならないと考えている。

神澤委員：子ども用のスマホでは、位置情報や下校時刻が分かるものもある。10代のスマホ保有率は8割程度という調査結果もあるが、学校へのスマホの持ち込みについてのルールはどうなっているか。

吉川課長：スマホを含め、学習に必要なものは持って来てはいけないこととしている。ただし、保護者からの要望があれば、申請の上、スマホや携帯を持ってくることを許可している。その場合は、持ってきたスマホ等は登校時に教諭が預かり、下校時に子どもに返すという対応をしている。

あくまで要望あれば預かるという対応であり、基本的にはスマホ等を持ち込むことは禁止している。スマホの所有率については、昨年度の調査資料を改めて示す。

神澤委員：保護者は不審者情報の配信を見ていると思うが、子どもたちはどうか。

浦林委員：子どもたちへは、学校で手紙を配ったり教室で先生から伝えていただいている。

神澤委員：スマホの良いところと悪いところを子どもたちにどう伝えるかが課題である。先生方にも議論いただき、また報告してほしい。

- ・（仮称）生駒北学校給食センター整備運営事業に係る12月定例会以降の経過と今後の予定について、奥田学校給食センター所長から説明
＜参照：その他資料2＞

（質疑）

中田教育長：事業者選定業務を平成29年度までに行い、整備運営事業に平成30年度から着手するとして、表中で分けて表しているということか。

奥田所長：そのとおり。

- ・市長専決処分の報告（和解・損害賠償）について、辻本子育て支援総合センター所長から説明

（質疑） なし

○閉会宣告

午前11時40分 閉会